

令和8年度第2回

杉戸町総合振興審議会 杉戸町まち・ひと・しごと創生有識者会議

次第

日時：令和8年7月16日（木）午前9時30分～

場所：杉戸町役場第二庁舎2階第1・第2会議室

1 開 会

2 議 事

（1） 実施事業の評価

ア 事務事業評価の流れ（事務局）

イ 担当課による評価対象事業の説明

時間（目安）		個別事業名	担当課	資料番号
説明	質疑			
9:40 ～ 9:50	9:50 ～ 10:00	No. 17 安心して学べる環境づくり事業	学校教育課	資料 5-1、-2 第1回の資料 2-1
評価シート記入・担当課入替（10 分間）				
10:10 ～ 10:20	10:20 ～ 10:30	No. 55 空き家対策事業	危機管理課	資料 6-1、-2、-3 第1回の資料 2-2
休憩（10 分間）				
10:40 ～ 10:50	10:50 ～ 11:00	No. 98 男女共同参画事業	人権・男女共同参画推進課	資料 7-1、-2 第1回の資料 2-3

3 そ の 他

4 閉 会

会議資料一覧

- ・ **資料 5－1** 第 6 次杉戸町総合振興計画第 5 次実施計画 評価シート
事業名：安心して学べる環境づくり事業
- ・ **資料 5－2** 安心して学べる環境づくり事業 質問一覧
- ・ **資料 6－1** 第 6 次杉戸町総合振興計画第 5 次実施計画 評価シート
事業名：空き家対策事業
- ・ **資料 6－2** 空き家対策事業（※追加説明資料）
- ・ **資料 6－3** 空き家対策事業 質問一覧
- ・ **資料 7－1** 第 6 次杉戸町総合振興計画第 5 次実施計画 評価シート
事業名：男女共同参画事業
- ・ **資料 7－2** 男女共同参画事業 質問一覧
- ・ **資料 8** 評価対象事業と総合振興計画との関係性

【第 1 回会議にて配布した資料】（お手元がない方は事務局までお申し付けください。）

- ・ **資料 1** 総合振興審議会 事務事業評価の実施について
- ・ **資料 2－1** ・ **資料 2－2** ・ **資料 2－3** 第 5 次実施計画個別評価調書

委員氏名	
------	--



個別事業名	安心して学べる環境づくり事業
-------	----------------

▲電子申請システム

評価項目	評価 (いずれかに○をつけてください)		評価の理由 (任意)
有効性 ・主要施策の推進に対して効果が出ているか	有効性が高い	4点	
	一定の有効性がある	3点	
	有効性に疑問がある	2点	
	有効性が低い	1点	
効率性 ・事業費に対して効果が得られているか	効率性が高い	4点	
	一定の効率性がある	3点	
	効率性に疑問がある	2点	
	効率性が低い	1点	
妥当性 ・手段や規模等は現在の町の状況に最適化か。	妥当性が高い	4点	
	一定の妥当性がある	3点	
	妥当性に疑問がある	2点	
	妥当性が低い	1点	
		合計	

総合評価	区分	総合評価の方法
順調である	10～12点	各評価項目で選択した評価の点数を合計し、右の区分によって評価します。
おおむね順調である	7～9点	
改善の必要がある	3～6点	

この個別事業について、今後期待すること等、自由に御意見をお寄せください。

本日提出できなかった場合は、7月23日(木)までに御提出ください。

提出方法：事務局（役場第三庁舎2階 総合政策課窓口）へ直接持参、郵送、FAX、電子メール

郵送先：〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 杉戸町総合政策課あて

FAX：0480-33-4550 メールアドレス：sogoseisaku@town.sugito.lg.jp

対象事業:安心して学べる環境づくり事業

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
1	設置・運営体制	水野委員 岩浪委員	少人数支援教室の設置・運営は4校ですが、未設置の学校ではどのような支援をしていますか。	未設置の学校にも困り感のある子供達に対して教職員間で連携を図りながら組織的な対応を継続して行っております。教室は未設置でありながらも学習指導員や教育支援員を各校に配置し、教室の支援を充実できるようにしております。
2	設置・運営体制	岩浪委員	少人数支援室の設置・運営をする学校を町内の全校で実施しない理由は？ (全校で設置できていないのが、予算上の理由であれば、優先的に予算を付ける必要があるのではないか。) 今後の少人数支援室の設置予定はありますか？	少人数支援室の設置については、学校規模や不登校等、各校の状況や校長の学校経営方針を加味しながら、必要な状況にある学校への設置を検討しております。今後の設置についても、学校の状況を見ながら関係課に相談して考えて参りたいと思います。
3	設置・運営体制	水野委員	少人数支援教室は、各市町村の教育支援センター(適応支援教室)とは異なるのですか。	子供達への教室以外での居場所づくりという視点では同じ目的ですが、細かい役割は違うものと考えております。適応指導教室は学校に行きづらさを感じる児童、生徒を支援する場であり、学校への復帰を目指しています。少人数支援室は教室への入りにくさや一時的に教室を離れて学習している場となっております。
4	設置・運営体制	菊地委員	少人数支援教室の設置している各学校において会計年度任用職員(学習指導員)は何人配置されているのか？	教員免許状を有している学習指導員を、2名ずつ配置しています。
5	指導内容・実態	茂利委員	「少人数支援室」は、どのような授業内容なのかイメージ出来ない為、教えていただきたいと思います。 ・生徒数及び先生数・複数学年と一緒に勉強しているのか ・教科や学習進捗状況など生徒ごとに個別指導なのか、自習形式なのか ・カウンセリング的な事は、個室で行っているのか	時間や曜日によって教室内にいる児童生徒数は違いますが、基本的には複数の児童生徒が同じ教室の中で、個別に自分の学習を進めております。指導員が教材等を準備する場合もあれば、自分で学習に必要なものを持参して進めるなどその子の状況によって学習内容は変わっています。一人一人の困り感に寄り添い、個々に適した支援・指導を行っています。
6	指導内容・実態	菊地委員	各校教職員と会計年度任用職員(学習指導員)との連携の内容を知りたい。(1日〇回など)	関係する担任や学年職員と毎日、連携を取るよう心がけています。担任も時間が合えば、少人数支援室に来て、子供と学習をしたり、指導員に子供の様子について話をしたりするようにしています。担任と指導員が直接会えなくても、日誌等に子供達の状況や活動内容を記載し、それを担任が見るような体制を整え、連携を図っております。
7	指導内容・実態	茂利委員	個別評価調書にある「6 事業実施における課題」に「児童生徒の特性に応じた個別最適化された教材・教具の充実」とありますが、具体的にどのような教材・教具なのでしょう。	子供の状況や特性に応じた教材・教具の事です。 現在もICT等を活用し、可能な限り対応しておりますが、例えば、かけ算が苦手であるならかけ算に特化したプリントであるとか、英語の文法が苦手なら英語の文法に特化したものなどその子に合わせたオーダーメイドの学習状況を整えることに困難さがあると考えております。
8	定量データ・実績確認	岩浪委員 佐々木委員 水野委員	この教室を利用する児童生徒は何人いるのか？ また、毎月の利用状況を数字で教えていただけますか。(例えば新規利用〇名、継続利用〇名、教室復帰〇名等)	当日の会議でご説明します。
9	定量データ・実績確認	岩浪委員	この教室を利用することで、普通教室へ復帰、または改善された児童生徒は何人？	当日の会議でご説明します。

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
10	定量データ・実績確認	水野委員	最近「多様化学校」「フリースクール」等も増えていますが、そちらを利用している人数も分かれば教えてください。	当日の会議でご説明します。
11	現状分析・課題定義	岩浪委員	成果として新規の不登校者数が前年度より減少しているとあるが、全体的な児童生徒に対する不登校児童の割合が減少しているのか？	全体的には減少しております。
12	現状分析・課題定義	佐々木委員	解決したい「困り感」とは何か？またその要因は？どんな種類、項目がありますか？	少人数支援室を利用する児童生徒の困り感については、大きく3つだと考えています。1つ目は不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒、2つ目は学習が遅れがちな児童生徒、3つ目は発達障害、あるいは情緒的に不安定な児童 となります。
13	現状分析・課題定義	新井委員	小学生、中学生の不登校や学力不振の人数とその原因は何と考えているのでしょうか。	当日の会議でご説明します。
14	ICT活用・オンライン対応	染谷委員	中学校において、1人1台タブレット端末があるにもかかわらず、数回しかオンライン授業がなかった。また、台風などで休校となってもオンライン授業が行われていない現状がある。 税金が使われてタブレット端末が導入されているため、休校になるのであれば、オンライン授業にしようより活用すべきと思いますが、どうして活用されてないのでしょうか？ また、不登校の児童も自宅でオンライン授業を受けられると良いと思います。毎日の授業で登校しても、オンラインでも選べるようにできたらどうでしょう？	オンライン授業については、感染症等における欠席者の増加が見込まれる場合や、不登校等の理由で学校に来られない児童生徒の授業参加の機会を確保するために実施しております。災害リスクが高まる中では、停電や通信障害といったインフラ面の懸念に加え、ご家庭における避難準備や心理的なご負担も大きくなることが想定されます。各学校においては、これら不測の事態やご家庭の状況を総合的に勘案した結果、当日のオンライン授業の実施を見送ったものと認識しております。
15	専門的知見・今後の対応	佐々木委員	「境界知能」IQ70-84の認識と対策・対応をされていますか？あるいはされる予定はありますか？ https://www.meiji.ac.jp/mhc/qfki0t00000bg5nr.html https://hugkum.sho.jp/778247	学校の管理職やコーディネーターを中心に保護者と面談を行ったり、検査結果に基づいた支援方法について検討したりとその子に合わせた指導を行っております。また、臨床心理士による巡回相談を行い、教育的支援を必要とする子供への望ましい教育的対応について専門的な意見や助言を得て、教育活動に生かしております。
16	事業運営の課題と今後の展望	水野委員	既存の学習指導員を支援室の担当として柔軟に再配置するとありますが、今まで行ってきた学習指導員としての仕事はマンパワー不足となって支障が出ておりませんか。	少人数支援室の設置については、学校規模や不登校等、各校の状況や校長の学校経営方針を加味しながら、必要な状況にある学校への設置を行っております。
17	事業運営の課題と今後の展望	新井委員	苦勞していること、工夫していることがあれば教えて下さい。	その子の状況に応じて、信頼関係を構築することの難しさや教材等を準備することが現場での苦勞だと伺っております。また、工夫していることとして、学習指導員の複数配置や担任も空き時間であれば児童生徒の顔を見て声をかける機会をとるように努め、学級へのつながりを保てるようにしていることなどが挙げられます。
18	事業運営の課題と今後の展望	新井委員	町民に協力してほしいことはありますか。	それぞれの子供達や御家庭には様々な背景があります。不登校の理由も様々ですし、特性として教室に入りにくい子供もたくさんいます。そういった現状をご承知おきいただくとともに、それぞれの立場から学校応援団等でご協力いただければ幸いです。
19	事業運営の課題と今後の展望	新井委員	今後ここに注目してほしい所はありますか。	子供達の居場所づくりという観点で、今後ご理解協力いただければと思います。

委員氏名	
------	--



個別事業名	空き家対策事業
-------	---------

▲電子申請システム

評価項目	評価 (いずれかに○をつけてください)		評価の理由(任意)
有効性 ・主要施策の推進に対して効果が出ているか	有効性が高い	4点	
	一定の有効性がある	3点	
	有効性に疑問がある	2点	
	有効性が低い	1点	
効率性 ・事業費に対して効果が得られているか	効率性が高い	4点	
	一定の効率性がある	3点	
	効率性に疑問がある	2点	
	効率性が低い	1点	
妥当性 ・手段や規模等は現在の町の状況に最適化か。	妥当性が高い	4点	
	一定の妥当性がある	3点	
	妥当性に疑問がある	2点	
	妥当性が低い	1点	
		合計	

総合評価	区分	総合評価の方法
順調である	10～12点	各評価項目で選択した評価の点数を合計し、右の区分によって評価します。
おおむね順調である	7～9点	
改善の必要がある	3～6点	

この個別事業について、今後期待すること等、自由に御意見をお寄せください。

本日提出できなかった場合は、7月23日(木)までに御提出ください。

提出方法：事務局（役場第三庁舎2階 総合政策課窓口）へ直接持参、郵送、FAX、電子メール

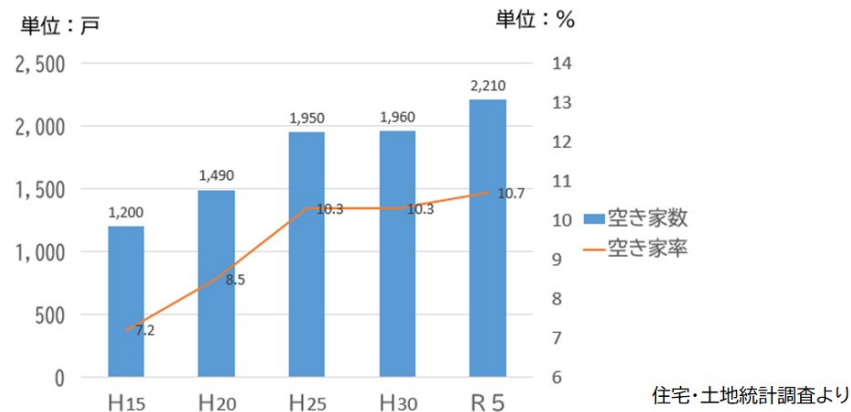
郵送先：〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 杉戸町総合政策課あて

FAX：0480-33-4550 メールアドレス：sogoseisaku@town.sugito.lg.jp

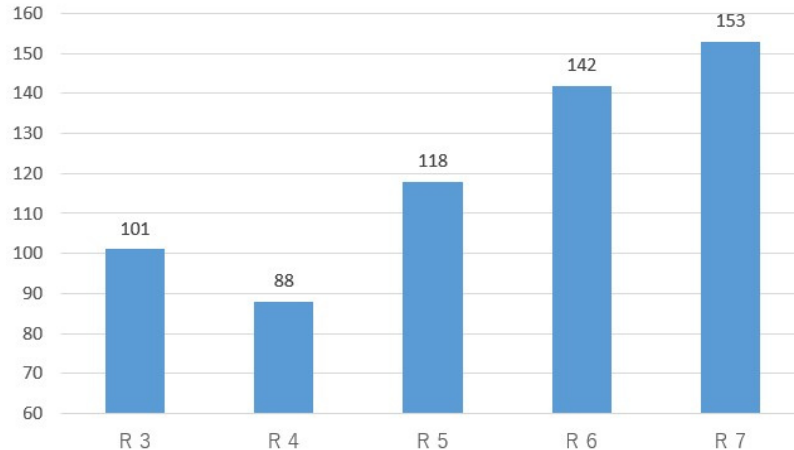
杉戸町の空き家状況

空き家の状況（杉戸町）

空き家数はH30より**250戸増加**、空き家率はH30より**0.4%増加**。



空き家の苦情件数



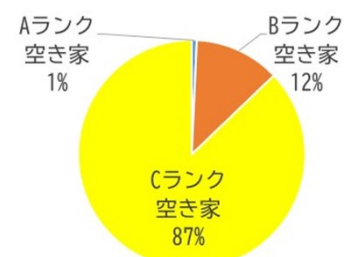
※主な苦情内容 雑草、樹木の繁茂、家屋の老朽化による危険など

町で把握している空き家状況※空き家実態調査結果による。（調査実施年度 R7・H27）

空き家総数

419件(前 369件)

	R7	H27	解消	追加
Aランク	3	5	3	1
Bランク	51	49	27	29
Cランク	365	315	228	278



空き家対策の推進体制

○根拠法令・計画

空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空き家法）

杉戸町空き家等対策計画

○杉戸町空き家等対策庁内検討委員会

構成：庁内10課 役割：全庁的な情報共有と連携による対策の推進

○杉戸町空き家等対策協議会

構成：有識者（不動産業者、司法書士、大学教授）、町民等で構成

役割：専門的見地からの意見聴取、施策の協議



杉戸町空き家等対策協議会の様子

空き家対策の3つの柱と具体的取り組み

「予防」「改善指導」「連携」の3本柱で施策を展開しています。



○相続おしかけ講座の開催（町民向け啓発）

司法書士を地域のサークルやサロンに派遣して、適切な相続対策を周知・啓発する講座。

R7：5回実施



○納税通知書に啓発チラシを同封

固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封し、家屋の所有者等に周知する取組。

約2万件配布。

○「住まいのエンディングノート」の配架

家系図や、建物・土地の所有の状況に加え、これらを将来どうしたいかなどの情報を所有者が記入できるノート。公共施設に配架。



○所有者調査とアプローチ

- ・所有者を特定し、改善依頼の通知を送付。
- ・改善が見られない、または状態が酷い物件については、直接の所有者訪問や電話催告を実施。R7訪問件数 14件（訪問先 春日部市、さいたま市、東京都内等）

○特定空家等の認定

空家法に基づき、倒壊の危険や衛生上の有害性がある空き家を自治体が認定する制度。認定されると、指導・勧告等が行われ、固定資産税の増加（最大約4倍～6倍に増税）など、負担や罰則が生じる。

R6：1件認定

○「相続財産清算人」の選任申し立

相続人死亡や相続放棄により放置された空き家に対し、家庭裁判所へ「相続財産清算人」の選任を申し立、長年放置された空き家の解決を図る。必要経費 1件 約100万円 同規模自治体の中では先進的な取組。

申立て件数： R 7：1件 ／ R 8：2件



町役場が家庭裁判所に相続財産清算人の申し立。



家庭裁判所が相続財産清算人を選任。選任された弁護士が、空き家の処分等の手続きを進める。

連携

庁内外の連携体制の構築

○庁内各課との実務連携

所有者調査：税務課、町民課、上下水道課との情報連携

認定調査：建築課との合同立入調査

杉戸町空き家等対策庁内検討委員会の運営

○外部専門家との連携（協議会委員の活用）

杉戸町空家等対策協議会の運営。不動産価格の査定、相続や民法関係の課題について、協議会の専門家委員（司法書士、不動産業者）へ個別相談を実施。

専門的領域の知識不足を解決できる＝杉戸町の強み。

○官民連携による相談窓口の拡充

空き家に関する様々な相談（相続、売却、リフォーム、解体など）に対して、ワンストップで相談できる窓口を設置。

- ・ 宅地建物取引業協会埼玉支部：「空き家等対策ワンストップ利活用相談事業」に関する協定締結
- ・ 埼玉りそな銀行：「空き家等の有効活用等の促進」に関する協定締結



宅地建物取引業協会埼玉支部の協定式の様子

今後の施策展開（検討事項）

○老朽空き家解体補助金

所有者の解体費用の負担を軽減し、危険な空き家の除却を促進。更地化により、新たな活用が期待できるとともに、地域の住環境の改善につながる。

○「管理不全空家等」の認定

法改正に基づき、特定空家になる手前の「管理不全空家等」を認定し、固定資産税の住宅用地特例の解除等を通じて、早期の改善を促す。

○利活用の推進

- ・関係課（市街地整備推進室や産業振興課等）と連携し、空き家の活用事例の創出を図る。
- ・所有者アンケートを実施し、状態の良い物件の市場流通の促進に取り組む。

課題

人員の不足

担当職員 交通・防犯担当 主査1人・主事1人・会計年度任用職員1人

→交通安全・防犯といった住民ニーズが高く、施設管理を要する業務を兼任しているため、空き家対策に注力できるリソースが限られている。

（参考）担当業務の概要

- 交通安全運動にあわせたイベント・啓発活動の実施
- 防犯関係ボランティア組織への支援・イベントの運営等
- 交通指導員会の運営（指導員数12名）
- 交通安全施設等の適切な維持・管理
 - 苦情・要望・緊急対応が非常に多く、連日のように現場対応が必要な業務。
 - ・地域・学校からの要望書 約30件（R8 通学路総点検 約40か所予定）
 - ・防犯灯 約4,000基 カーブミラー 約1,100基 道路照明灯 約400基
 - ・区画線（センターラインや「止まれ」等の路面標示） 町内全域の町道

課題の複雑化・長期化

原則は所有者が解決するべきものであり、財産権の懸念があることから、抜本的な解決策が無いこと。また、下記のような特殊事情がある案件は、解決まで長時間を要すること。

- ・相続人が不存在、または多数存在し、整理が困難
- ・建築条件・不動産価値により建て替え・売却が困難

終わりに

空き家問題は、徐々に、そして確実に地域の活力や住環境に悪影響を与えていく、まさに「**静かなる有事**」と呼ぶべき事態です。行政だけではなく、地域、そして民間の力を結集し、この喫緊の課題解決に全力で取り組みます。

対象事業：空き家対策事業

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
1	現状把握	板橋委員 菊地委員 岩浪委員	現状の空き家総数や増減の年度別資料など、見通しや全体像が分かる資料はあるのか？あれば提供願いたい。 ・空き家のランク別の内容と戸数 ・全戸数に対する空き家の割合の推移 ・具体的な改善内容	・危機管理課で把握している空き家 空き家総数 419件(うちAランク3件 Bランク51件 Cランク365件) ・全戸数に対する空き家の割合の推移(土地・統計調査より) H15 7.2% H20 8.5% H25 10.3% H30 10.3% R5 10.7% (※R5 県平均 9.3%) ・具体的な改善内容 →【別紙】空き家対策事例 資料をご確認ください。
2	現状把握	岩浪委員	空き家について近隣住民からの苦情件数の推移は？	R3:101件 R4:88件 R5:118件 R6:142件 R7:153件
3	現状把握	岩浪委員	空き家実態調査は定期的に実施しているのか？	全町的な空き家の実態調査については、平成27年度、令和7年度に実施しています。その他には随時、町民の方からの空き家の通報や現場確認時に、担当職員のパトロールにより空き家を発見しています。
4	現状把握	染谷委員	どうやって空き家認定されてるのですか？ たいてい住んでた高齢者が入院して空き家になっていくパターンが多いと想像できます。 退院して、家に帰る想定だとは思いますが、退院できずにお亡くなりになった場合 病院→入院された方のお子さんや親族→町 病院→町→入院された方のお子さんや親族 と連絡がつくようになってるのですか？ 気付かないうちにどんどん空き家が増えてきているように感じてます。(17年杉戸町で外回りで歩いてるので)	空き家の把握は、主に近隣住民からの通報や情報提供、及び職員のパトロール等により行っています。 通報等により空き家を把握した後、町で所有者調査を行い、所有者ご本人宛に適正管理の依頼通知を送付します。通知先は原則所有者本人のみとなるため、ご家族へ直接通知することはできませんが、ご自宅に届いた通知をご家族が確認し、町へご相談いただくケースは多く見受けられます
5	現状把握	新井委員	空き家発生の原因は何だと考えていますか。	空き家が増加している原因につきましては、単一の理由にとどまらず、主に以下の4つの要因が複合的に絡み合って発生しているものと認識しております。 ① 所有者の高齢化と転居 高齢化に伴う福祉施設への入所、ご家族との同居などを契機に転居し、そのまま長期間にわたり不在(空き家)となってしまうケースです。 ② 相続に関する課題 子世代がすでに別地域で生活基盤を築いており実家を引き継げないケースや、相続人が複数存在し遺産分割協議が難航することで、売却・解体等の意思決定が滞るケースです。一般的に、空き家問題の6割以上はこうした相続問題に起因すると指摘されております。 ③ 解体費用と税制上の要因 建物の解体に多額の費用を要することに加え、建物を存置しておくことで土地の固定資産税が軽減される(住宅用地の特例)といった、所有者側の経済的負担や税制上の理由です。 ④ 住宅市場や立地・建築条件 築年数の経過による建物の老朽化や、現在の建築基準等(接道条件など)に適合しないといった事情、また既存住宅市場の動向により、新たな買い手や借り手が見つかりにくいという現状です。
6	事業内容・実績	岩浪委員	個別評価調書の「2 計画内容」に記載の空き家対策の実施内容のそれぞれの件数は？ 個別評価調書の「3 前年度の実施実績」に記載の主な取り組みにおける相続財産人制度の活用と宅建協会との連携について、それぞれの件数は？	・空き家所有者への改善依頼・是正指導 154件 ・空き家の発生抑制に向けた普及啓発 固定資産税納税通知書に啓発チラシを同封 約2万件 ・空家等対策協議会の開催 2回 ・空き家バンクの運営・管理 1件登録 1件売却 ・実態調査の実施 町内全域 空き家総数419件 ・相続おしかけ講座の実施 5回 ・相続財産清算人制度の活用 申立件数1件 ・宅建協会の連携による相談件数(協定締結 R7.12月) R7:0件 R8:8件
7	事業内容・実績	岩浪委員	個別評価調書の「2 計画内容」に記載の予算額の内訳？	R7計画予算額 1,186千円 ・旅費等5千円 ・空家等対策協議会報酬等 121千円 ・相続おしかけ講座講師謝礼50千円 ・相続財産清算人の申立にかかる経費1,010千円

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
8	事業内容・実績	岩浪委員	空き家対策としてリノベーション事業が最近話題になっていますが、町の考えは？	リノベーション事業は「既存ストックの有効活用」であり、移住希望者や新規創業者を引きつけるツールになると認識しております。町内においても、空き家を活用したリノベーションスクールにより創業した事例があり、地域の活力創出やにぎわい再生に寄与しています。一方で、事業推進には不動産や建築、創業支援などの専門的なノウハウが必要となるため、産業振興や都市計画などの関係各課、さらには民間事業者・専門家と連携した横断的な体制で研究・推進していきたいと考えております。
9	事業内容・実績	岩浪委員	空き家対策として、今後課税等の条例上の対応をすることの検討は？	法定外税の導入については、課税の公平性や徴収コストの観点からハードルが高く、全国的にも導入事例は極めて限定的であるため、先行自治体の事例等を注視してまいりたいと考えております。
10	事業内容・実績	菊地委員	空き家バンクの運営・管理の実態について知りたい。	空き家バンクは、埼玉県宅地建物取引業協会(宅建協会)との協定に基づき運営・管理を行っております。主な役割分担として、まず町が「物件登録の募集」および「所有者からの申込受付」を行います。受付後、宅建協会から選任された不動産事業者が物件の査定を行い、サイトへの掲載可否を判断して公開します。サイト掲載後の購入希望者からの問い合わせ対応や、実際の売買契約・交渉等の専門的な手続きにつきましては、すべて宅建協会の不動産事業者が担う仕組みとなっております。
11	事業内容・実績	菊地委員	空き家解消件数の令和7年度目標が10件と少ないのはなぜか？	当該目標(10件)は、第6次総合振興計画の前期基本計画策定時に設定したものです。設定当時は、空き家対策事業に本格的に着手する前であったため、比較的低い目標設定となりました。
12	住民参画・啓発・業務体制	新井委員	苦労していること、工夫していることがあれば教えて下さい。	○苦労していること 権利関係が複雑で解決に長期間を要する事案が多い点です。また、当課では交通安全や防犯等の突発的・緊急的な対応を要する他業務も兼務しているため、限られたマンパワーの中で、対応に時間のかかる空き家対策と日常の緊急対応とのバランスを図りながら進捗管理を行う点に苦慮しています。 ○工夫していること 専門的な課題に直面した際は、抱え込まずに県内の先進自治体へ積極的にヒアリングを行っています。また、司法書士や不動産事業者(宅建協会)など、相続関係や不動産取引の専門家と気軽に相談・連携できるネットワークを構築しており、これが事業推進の大きな力となっています。
13	住民参画・啓発・業務体制	新井委員	町民に協力してほしいことはありますか。	空き家問題は決して一部の方だけの問題ではなく、どのご家庭にも起こり得る身近な課題です。町民の皆様には、空き家問題を「自分ごと」として捉えていただき、ご自身やご家族が所有する不動産について、ぜひお元気なうちから将来の維持管理や相続についてご家族で話し合い、財産の整理を進めていただきますようご協力をお願いいたします。
14	住民参画・啓発・業務体制	新井委員	今後ここに注目してほしい所はありますか。	新しい建物を建てる事業が「地図に新たな軌跡を描く」ものだとなれば、空き家対策は「地図から負の遺産を解消し、地域の未来を描き直す」事業だと考えております。今後は、相続財産清算人の申立てといった法的なアプローチや、官民連携の取り組みをより一層強化してまいります。1件でも多くの管理不全な空き家を解消し、杉戸町の地図をより安全で魅力的なものへと変えていく取り組みに、ぜひご注目いただければと存じます。
15	住民参画・啓発・業務体制	新井委員	とても御苦労の多い事業を少ない人員で行っていると思いますが、危機管理課の編成と担当業務を教えてください。	危機管理課の編成は下記のとおりです。 課長 1人 主幹1人 消防・防災担当 主査2人 主事2人(主な業務 防災・国民保護、災害救助、消防団及び消防協会に關すること等) 交通・防犯担当(空き家担当) 主査1人 主事1人 会計年度任用職員1人 交通・防犯担当の担当業務(空き家対策を除く) 交通安全・防犯といった住民ニーズが高く、施設管理を要する業務を兼任している。 ○交通安全運動にあわせたイベント・啓発活動の実施 ○防犯関係ボランティア組織への支援・イベントの補助など ○交通指導員会12名の運営 ○交通安全施設等(防犯灯、カーブミラー、道路照明灯、区画線等)の適切な維持・管理 →施設に関する問い合わせ・要望・緊急対応が非常に多く、連日のように現場対応が必要な業務。 ・地域・学校からの要望書 約30件(加えて R8通学路総点検 約40か所の要望予定) ・防犯灯 約4,000基 カーブミラー 約1,100基 ・道路照明灯 約400基 ・区画線(センターラインや「止まれ」等の路面標示) 町内全域の町道
16	住民参画・啓発・業務体制	茂利委員	課題にマンパワー不足とありますが、空き家情報の収集については、随時住民から受け付ける様な事はされていますでしょうか。例えば「防犯上も皆さんが安心できる地域づくりのためにも、是非情報をお寄せください。」の様な案内を広報に掲載したりなど	町民への周知および情報収集の取り組みとして、毎年「広報すぎと」に記事を掲載し、空き家情報の提供を呼び掛けています。また、情報提供の受付方法について、従来は電話や窓口等での直接受付のみでしたが、令和6年より新たに「杉戸町電子申請・届出サービス」へ「空き家情報お知らせシステム」を導入し、オンラインによる受付体制を整備いたしました。

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
17	連携・外部との情報交換	佐々木委員	対策が進んでいる近隣自治体が少なくないなか、県や建築学会などを含め、情報収集や交流、連携の状況はいかがでしょう。あるいはされる予定はありますか？ これら情報交換を含めた連携状況をKPIに追加してはいかがでしょう。(例:情報交換の回数、具体的な連携事例の件数)	【県・他自治体との連携】 「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議」に出席するほか、同会議の専門部会委員を務めるなど、県や他市町村と積極的に交流を図っております。令和7年度には、他市町村(10団体程度)の実務担当者が集まる意見交換会にも参加いたしました。 また、県内の先進自治体(川島町、坂戸市、越谷市など)に対しては積極的にヒアリングを実施し、実務上の課題解決の参考としております。さらに、近隣の宮代町とは定期的に情報交換や課題の共有を行うなど、密接な連携関係を築いております。 【建築学会等との連携】 現時点において建築学会との直接的な情報交換は実施しておりませんが、今後、必要に応じて専門的な知見を有する機関との連携も研究してまいります。 【KPIへの設定について】 委員ご提案の情報交換や連携状況のKPI化につきましては、これらは空き家対策を推進するための「重要な手段(プロセス)」である一方、事業の「最終的な成果(アウトカム)」を測る指標としては馴染みにくい面があると考えております。しかしながら、他自治体や専門機関との情報共有が事業推進に不可欠であることは認識しておりますので、今後も積極的な事例収集と連携を図りながら対策を進めてまいります。
18	連携・外部との情報交換	菊地委員	空家等対策協議会の開催におけるメインとなる議題を知りたい。(対策について具体的に)	空家等対策協議会においては、主に「空き家対策に係る各種施策の検討」および「特定空家等の認定、ならびに個別案件の進捗状況の確認」を実施しております。 令和7年度における具体的な協議事項(議題)は以下のとおりです。 【令和7年度の主な議題】 空き家の実態調査に関すること 老朽空き家解体補助金制度の創設に関すること 特定空家等候補となる個別案件(Aランク空き家)の進捗状況の確認に関すること

委員氏名	
------	--



個別事業名	男女共同参画事業
-------	----------

▲電子申請システム

評価項目	評価 (いずれかに○をつけてください)		評価の理由 (任意)
有効性 ・主要施策の推進に対して効果が出ているか	有効性が高い	4点	
	一定の有効性がある	3点	
	有効性に疑問がある	2点	
	有効性が低い	1点	
効率性 ・事業費に対して効果が得られているか	効率性が高い	4点	
	一定の効率性がある	3点	
	効率性に疑問がある	2点	
	効率性が低い	1点	
妥当性 ・手段や規模等は現在の町の状況に最適化か。	妥当性が高い	4点	
	一定の妥当性がある	3点	
	妥当性に疑問がある	2点	
	妥当性が低い	1点	
		合計	

総合評価	区分	総合評価の方法
順調である	10～12点	各評価項目で選択した評価の点数を合計し、右の区分によって評価します。
おおむね順調である	7～9点	
改善の必要がある	3～6点	

この個別事業について、今後期待すること等、自由に御意見をお寄せください。

本日提出できなかった場合は、7月23日(木)までに御提出ください。

提出方法：事務局（役場第三庁舎2階 総合政策課窓口）へ直接持参、郵送、FAX、電子メール

郵送先：〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 杉戸町総合政策課あて

FAX：0480-33-4550 メールアドレス：sogoseisaku@town.sugito.lg.jp

対象事業：男女共同参画事業

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
1	現状把握・課題分析	岩浪委員 菊地委員	町職員の女性職員の割合や女性管理職の割合はどうなっているのか？	女性職員の割合や女性管理職の割合等につきましては、総務課が「杉戸町特定事業主行動計画」を作成し、町のホームページに掲載しています。 (令和7年4月1日現在) ・女性職員の割合 51.35% ・女性管理職の割合 13.24%
2	現状把握・課題分析	茂利委員	課題として「女性活躍情報紙「しごとのこころ」における町内で活躍されている女性の人選については、断られることも多く毎年苦慮している。」とありますが、断られる理由はどのような事があげられていましたでしょうか。	杉戸町に縁があり、農業、商工業等で性別に関わらず活躍する女性を、多方面のネットワークを駆使しながら探しています。しかし、情報紙や町ホームページへの掲載に抵抗を示す場合や、出張授業実施への不安、出張授業の時期が繁忙期と重なる等の理由で、お断りされることがありました。 今後も、「しごとのこころ」の趣旨を丁寧に説明しながら協力を仰ぎ、若い世代への女性活躍の拡大を図っていきたいと考えています。
3	事業内容・実績・評価	岩浪委員	女性相談窓口には、専門の相談員が配置されているのか？	毎月、第1水曜日は、一般社団法人女性相談ネット埼玉の相談員、第3水曜日は、特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング東京専任のカウンセラーが対応しております。
4	事業内容・実績・評価	岩浪委員	今後、女性相談窓口の開設日数を増やす予定はあるのか？	月によってばらつきはありますが、現在は、日数を増やす予定はございません。 緊急な相談や、他課や関係機関からの情報提供により、相談日以外で面談が必要な方に対しては、担当職員が対応しています。
5	事業内容・実績・評価	岩浪委員	女性相談窓口の相談件数のうちDVが35件とあるが、他機関と連携して解決したのか？	DVに関する相談内容は様々で、その方に合った支援を関係課や関係機関と協議しながら、慎重に進めています。解決したものもありますが、すぐに答えが出るものは少なく、本人が納得した答えを出せるよう促しながら、継続して相談を受ける方が大半を占めています。
6	事業内容・実績・評価	岩浪委員	個別評価調書の「4 事業の成果」にある成果・実績の中で、児童生徒への研修や出張授業に対する理解度がほぼ100%とあるが、何を根拠としたのか？	事業実施後に、児童生徒にアンケートを実施しています。 昨年度の中学校3年生を対象とした「デートDV防止研修」では、よく理解できた84.1%、まあまあ理解できた15.0%、となっており、99.1%の生徒が理解できたと回答しています。また、小学校6年生に実施した「しごとのこころ出張授業」では、よく理解できた83.3%、まあまあ理解できた16.3%、となっており、こちらも99.6%の児童が理解できたと回答しています。その他、アンケートでの感想や意見からも、デートDVや将来の職業について考える良いきっかけになっていると考えています。
8	事業内容・実績・評価	菊地委員	中学3年生対象の「デートDV防止研修」の中身(内容)を知りたい。(人数ばかりでなく)	杉戸町では、男女交際の低年齢化により、自覚がないままデートDVをし、DV予備軍とならないために、男女交際に興味を持ち始める中学校3年生を対象とした「デートDV防止研修」を実施しています。 この研修は、SNSでの会話やインターネット上への写真の拡散などの基本的なデートDVについての講義はもとより、「お互いを尊重した関係とは」として、生徒たちによるお互いを尊重した会話のロールプレイや、人は一人では生きていけない、人とのつながりの大切さ等についても触れていただいています。

番号	分類	委員氏名	質問事項(内容に応じて要約や集約をしています。)	担当課回答
7	事業内容・実績・評価	菊地委員 新井委員	小学6年生対象の「しごとのところ出張授業」の内容を知りたい。 情報紙「しごとのところ」は良く出来てると思います。次の候補は誰ですか？楽しみにしています。	学校で出張授業をする前に、ご本人へ取材をして作成した女性活躍情報紙「しごとのところ」を、児童へ配布しています。出張授業当日は、情報紙に沿った内容をご本人の言葉で直接お話ししていただくことで、ご本人の仕事に対する思いが強く伝わると感じています。また、情報紙を事前に配付しておくことで、児童がその方の考えや仕事に対して興味を持ち、質問等も活発になり児童の反応が良い授業となっています。 今年度は、理工系で活躍されている方をお願いする予定です。
9	事業内容・実績・評価	岩浪委員	事業の成果(1)関連する成果指標の状況で、人権・男女共同参画に関する講演・研修への参加者数の実績と目標の人数の内訳は？	令和7年度の内訳としましては、人権教育合同研修会54名、人権作文発表会76名、人権啓発講演会91名、就職支援セミナー1名、男女共同参画講座15名、DVの二次的被害防止研修24名の計261名となっております。 目標人数は、平成30年の実績(451人)を基準値とし、人権に関する研修会や講演会、男女共同参画講座やDV防止研修等の参加人数を、5%増の474人としてきましたが、毎年、テーマや対象者を変えて研修会等を実施しているため、単純な参加者の増加が難しく、目標値の達成はできませんでした。
10	事業内容・実績・評価	岩浪委員	事業の成果(1)関連する成果指標の状況で、附属機関の女性委員登用率の目標割合の設定については？各機関への目標達成に向けた指導・啓発は？	前提として附属機関の女性委員登用率(40%)は、令和2年度に決定しております。 目標設定にあたって、当時の当町の現状値(平成30年度:30.3%)及び埼玉県計画である「埼玉県男女共同参画基本計画」に掲げられていた女性委員登用率の目標値(40%)を踏まえて、40%と設定しています。 目標達成に向けた取組として、附属機関等の委員選出にあたり、女性を積極的に登用するため以下のような取組を行っています。 ・各団体へ選任を依頼する際は、積極的に女性を選出するよう依頼すること ・女性が参加しやすいように、会議の日程等を創意工夫すること
11	事業内容・実績・評価	佐々木委員	KPIに相談件数を設定してはいかがでしょうか。 (相談が多いことは悪いことではなく、むしろ、多い方が実態把握や解決につながり進展と捉えられるのでは)	相談件数や内容について、実態を把握することは非常に重要だと考えています。しかし、相談件数を増やすことを目標にする場合、相談者の早期発見につながることも考えられますが、相談者が増えることで、一人ひとりに寄り添った対応が難しくなることも考えられます。現在の体制では、相談件数で評価することは難しいと考えています。
12	外部との連携	佐々木委員	取組まれている事業等について、地域性(杉戸ならではのことはありますか？ 地域性がさほどなければ、近隣自治体と取組みの重なりが多いということであり、連携の効果は大きいのではないのでしょうか。 近隣自治体と連携はありますか？実施していない場合の実現性はありますか？ 他自治体における広域連携の実施例はありますか？参考になりますか？	女性活躍情報紙「しごとのところ」の作成・出張授業については、杉戸町独自のものになります。 男女共同参画講座については、宮代町と連携して実施することを打診したことはありますが、開催日時等の調整がつかず実現には至りませんでした。その他、他市町村と連携して事業等を実施した例は把握していませんが、随時、県や他市町村と情報共有をしながら事業を進めていきたいと考えています。
13	運営・業務体制・啓発	新井委員	苦労していること、工夫していることがあれば教えて下さい。	講座の集客が振るわないため、対象者を絞り、内容や開催日時、場所を決定し、対象者に合わせた周知方法で参加者を増やしていきたいと考えています。 また、女性活躍情報紙「しごとのところ」の人選についても、引き続き、多方面にわたりネットワーク広げ、人材情報の収集に努めていきたいと考えています。
14	運営・業務体制・啓発	新井委員	町民に協力してほしいことはありますか。	住民向けの研修会や講座には積極的な参加をお願いしたいと思います。 また、男女共同参画情報の発信や施策の推進のため、「すぎと男女共同参画推進町民スタッフ会議」のスタッフ応募や、審議会等への女性委員の登用を推進するための、「女性人材リスト」への登録を積極的にしていただき、町の施策に町民の意見を反映していきたいと考えています。
15	運営・業務体制・啓発	新井委員	今後ここに注目してほしい所はありますか。	今後も男女共同参画社会の実現に向け、杉戸町の実情に合った講座や研修会、情報紙等による情報発信を継続的に実施していきます。

評価対象事業と総合振興計画との関係性

(1)安心して学べる環境づくり事業

＜基本構想＝町の目指す姿＞

未来像2「こどもたちに未来を拓く力を育むまち ＜学校教育＞」

⇒一人ひとりのよさや可能性が尊重され、安心して自分を伸ばすことができる。



＜後期基本計画＝町が目指す姿を実現するための主な施策＞

施策 4 確かな学力と自立する力の育成

3.多様なニーズへの対応

- 不登校等様々な状況のこどもたちの居場所・学習支援の場として、必要に応じて「少人数支援室」を設置し、個別の支援の充実を図ります。



＜実施計画＝基本計画の主な施策を実現するための具体的な事業＞

評価対象事業：安心して学べる環境づくり事業

(2)空き家対策事業

＜基本構想＝町の目指す姿＞

未来像5「地域がつながり、安全で災害に強いまち ＜防災・交通・防犯＞」

⇒空き家の適正管理・利活用等ができている。



＜後期基本計画＝町が目指す姿を実現するための主な施策＞

施策 22 空き家対策の推進

1. 計画的な空き家対策

- 空き家の発生を予防するため、周知啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- 特に空き家問題については、その約6割が相続を原因としているため、適切な相続対策の周知を進めます。
- 関係部署や地域団体との連携を強化し、移住や創業を希望される方の空き家や空き店舗の活用促進に取り組みます。

2. 空き家の解消

- 空き家の所有者等に対し、適切に管理するよう助言・指導するとともに、空家等対策協議会からの専門的な助言を踏まえ、管理不全空き家の対策強化を図ります。
- 所有者の死亡や相続放棄などにより所有者不明となった場合は、財産管理制度を活用した空き家の解消を検討します。



＜実施計画＝基本計画の主な施策を実現するための具体的な事業＞

評価対象事業：空き家対策事業

(3)男女共同参画事業

＜基本構想＝町の目指す姿＞

未来像3 「生涯を通じて学び、郷土とひとに愛着を持てるまち ＜社会教育・共生＞」
⇒すべての町民が、自分らしさを見つけて社会の中で活躍できる。



＜後期基本計画＝町の実現するための主な施策＞

施策 12 人権と多様性の尊重

2. ジェンダー平等の推進

- 男女がお互いを尊重し、自分らしい生き方ができるよう、職場での男女平等、育児・介護休業制度の活用、政策・方針決定の場への男女共同参画などを促進するとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)やハラスメントの防止、ジェンダー克服等のための学習機会や情報の提供により、地域や家庭等における男女共同参画意識の高揚を図ります。
- 配偶者等からの暴力をはじめ、自立した生き方を阻害する様々な問題に悩む方を支援するため、相談体制の充実を図ります。



＜実施計画＝基本計画の主な施策を実現するための具体的な事業＞

評価対象事業：男女共同参画事業